

# 天草不知火海区漁業調整委員会

## 第361回議事録

令和元年（2019年）10月1日開催

### 第361回天草不知火海区漁業調整委員会議事録（抜粋）

- 1 開催日時 令和元年（2019年）10月1日（火） 午後2時から
- 2 開催場所 水前寺共済会館グレース 6階 スカイルーム
- 3 出席者  
（出席委員） 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎  
佐々木倫一 友村喜一 桑原千知 山口秀康  
内野明德 福田靖 山田豊隆 横田政司 鎌賀泰文 藤木美才  
（水産振興課）主幹 山下幸寿  
（漁業取締事務所）副所長 齊藤裕勝  
（熊本県漁業協同組合連合会）業務部次長 宮本幸生  
（事務局）事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 参事 國武浩美  
主任技師 多治見誠亮
- 4 議事次第
  - （1）開会
  - 2 議 事
    - （1）議 題  
第1号議案  
令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について（照会）
    - （2）報 告
      - 1) 令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について
      - 2) 令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について
      - 3) 漁業法改正に係る今後の対応について
      - 4) 小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示の県公報の修正について
  - （4）閉会

#### 議事の経過

##### 事務局

定刻になりましたので、ただ今から第361回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中15名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

第361回天草不知火海区漁業調整委員会次第という資料を1部、うなぎをめぐる状況と対策についてという資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

(江口会長)

皆さん、こんにちは。

今月は、台風17号がかなりひどい状況だったんですけれども、また続いて18号ということで心配していたんですが、今度の18号は遠いところを通るということで、一安心しています。

そうした中でも、気候はだいぶ朝夕涼しくなったので、これから天草の方も少しずつは魚の水揚げは上がるかなという風に考えております。

それでは、ただ今から第361回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 浜委員と脇島委員をお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入ります。

議題の第1号議案「令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

委員会事務局の國武です。

今回は、令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について、御意見を伺いたく、照会させていただいております。

取扱方針の説明の前に、うなぎ種苗特別採捕許可について簡単に説明いたします。本県では、資源保護等の観点から、漁業調整規則により、海面、内水面のすべてのうなぎについて、全長21cm以下は採捕できない規定となっております。しかしながら、うなぎ養殖業の持続的な営みに必要な種苗、又は河川の資源増殖を目的とした放流に用いる種苗については、漁業調整規則に規定される特別採捕許可により、知事が採捕行為を許可することとしており、その取扱いを定めたものが本日審議していただく取扱方針となっております。

まず初めにウナギの生態について簡単に御説明します。

別冊で配付しております水産庁が作成した「ウナギをめぐる状況と対策について」という資料の1ページをご覧ください。

ウナギの生態は、不明な部分も多いのですが、5年から15年ほど河川や河口に生息し、大きくなったウナギは川を下り、海に出て、遠く2000キロ離れたマリアナ海溝付近で産卵し、その後黒潮に乗って台湾、中国、日本へ遡上しながら、0.2g程度のシラスウナギへ成長するといわれております。うなぎは人工的に種苗を大量に作ることが技術的にまだ確立されていないため、天然のシラスウナギを採捕し、養殖用種苗としております。

次に、ウナギに関する国際的な動きと、国内の状況について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

国内におけるシラスウナギの来遊状況についてですが、下のグラフのとおり、昭和32年頃からデータがありますが、昭和50年代後半以降、ずっと減り続けており、昭和30年代には約200トンあった採捕量は、近年5トン前後まで減少しております。

これは、海洋環境の変動ですとか生息環境の悪化、それからウナギそもそもの乱獲といった事柄が指摘されておりますが、採捕量減少の原因というのは、解明されていない状況です。

5ページをお願いします。我が国におけるウナギ供給量の推移となっております。

ウナギの国内供給量は、昭和60年頃から輸入の増加によって増加し、平成12年には約16万トンが供給されていましたが、その後減少し、近年では約5万トンとなっております。これは、昭和60年頃から、中国において、日本への輸出を目的としたヨーロッパウナギの養殖が急成長し、その後、ヨーロッパウナギの資源の減少とともに中国の養殖および輸出も急激に衰退したことが要因と考えられています。

ヨーロッパウナギについては、平成19年にワシントン条約の附属書に掲載され、平成21年から貿易取引が制限されており、実質的には輸出が禁止された状態となっております。

9～11ページにウナギをめぐる国際的な情勢やワシントン条約について記載してあります。9ページになりますが、日本で採捕されるシラスウナギのほとんどがニホンウナギですが、ニホンウナギについては、近い将来、野生での絶滅の危険性が高いものとして、平成26年6月に国際自然保護連合のレッドリストに掲載されました。

11ページをお願いします。ワシントン条約締結国会議の第1

8回会議の結果となります。令和元年8月17日に開催された本会議において、ウナギを付属書へ掲載して国際取引を制限しようとする提案は回避されたものの、今後の資源状況等によっては、ワシントン条約で付属書に掲載されることも考えられる状況となっております。ワシントン条約に指定されると、必要に応じて国際取引が規制されることとなります。

資料の12ページになります。国内においては、ウナギの資源管理のために、「養殖業に係る水産資源の持続的な利用の確保のために、制限措置を講ずることが適当」とされ、平成26年11月、ウナギ養殖業は内水面漁業振興法に基づく届出養殖業とされ、農林水産大臣への届出や池入れ数量等の報告が義務付けられました。また、平成27年6月には、ウナギ養殖業は同法に基づく農林水産大臣の指定養殖業とされ、養殖を営むためには許可が必要となり、許可により個別のうなぎ養殖場ごとに種苗の池入れ量が制限されております。

13～15ページ、シラスウナギ採捕及び流通についてですが、13ページをご覧ください。シラスウナギは、うなぎ養殖業の種苗として不可欠であるため、毎年、都道府県知事が特別に採捕許可を出しております。各都道府県が許可を出すにあたって、国からは、毎年、技術的助言がなされており、採捕数量や採捕から池入れまでの流通状況の把握や採捕期間等について助言がっております。

続きまして、本県におけるうなぎ種苗の特別採捕許可について、ご説明させていただきます。今回は昨年より内容についての変更は無く、年号の時点修正のみとなっております。資料については、次第と書いてあります資料をご覧ください。資料の3～15ページに取扱方針（案）、新旧対照表、漁具図、帽子の写真、特別採捕の仕組みのフロー図を添付しております。

まず、13ページの「熊本県のうなぎ種苗特別採捕許可の仕組み」をご覧ください。

県内のうなぎ養殖業者や業種別漁協等が、自家養殖又は放流のために、うなぎ種苗を採捕する場合は、うなぎ種苗の特別採捕許可を受ける必要があります。許可を受ける者、これを図の中で許可取得者としております。

許可取得者の下に、採捕従事者とあります。これは、実際にうなぎ種苗を採捕する者のことです。許可取得者が指揮監督し、採捕従事者はうなぎ種苗の採捕を行います。

また、右側に、指定集荷人とあります。許可取得者は、許可の

申請を行うと同時に、指定集荷人を定め、知事に届け出ることとなっております。指定集荷人は、採捕従事者が採捕したうなぎ種苗を集めて、うなぎ養殖業者などの許可取得者に納めます。

また、うなぎ種苗の採捕に関しては、海上保安部、漁業取締事務所、及び県警と連携し、違法操業の取締りを行っておりますが、特別採捕許可に基づく採捕行為であると、明確にするため、採捕従事者、指定集荷人に対し、顔写真入りの採捕従事者証、指定集荷人証を交付するとともに、採捕従事者は指定の帽子を着用することを義務づけております。前のページの12ページに帽子の写真を添付しております。

次に、うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針についてご説明します。

こちらについては、事前に皆様に配付させていただきましたので、資料14、15ページの新旧対照表により変更箇所についてご説明させていただきます。

まず、第1(目的)について、平成31年産の部分を令和2年産へ修正しております。

次に、第10(採捕従事の対象者)(3)について、平成29年産及び平成30年産の部分を平成30年産及び平成31年産と修正しております。

さらに、第15(採捕数量の制限)については、次の15ページになります。平成31年産を令和2年産に修正しております。

最後になります。許可期間及び採捕の期間について、表の許可及び採捕の対象期間について、平成31年を令和2年としております。

資料の説明は以上ですが、昨年の本県のシラスウナギの採捕数量についてご報告します。昨年は採捕数量が約34.8キロと過去最低だった一昨年よりは増加したものの、過去3番目に少ない量でした。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

山口委員

一ついいですか。

議長

はい。

山口委員 今、県に許可をもらっている人はどれくらいいるのか。

水産振興課 昨年の許可の状況ですけれども、個人の養殖業者さんが3名と養鰻組合1組合の合計4です。

山口委員 たも抄いとか提灯たぶの許可は。

水産振興課 許可の合計としましては31です。

山口委員 従事者の方です。

水産振興課 採捕する方は、最大4か所まで採捕の許可を受けることができるので、1人の人が4か所持っていたり、1か所しか持っていなかったりするのですが、延べで言うと322人で、実質は264人です。

議長 他にございませんか。  
はいどうぞ。

鎌賀委員 すみません。以前の記憶がないので質問します。指定集荷人は、どうやって定めているのか。あと、許可取得者の監督下にはないのですか。

議長 はいどうぞ。

水産振興課 指定集荷人は、許可を申請する方が、届け出ることになっています。

鎌賀委員 第5の2項のところですか。

水産振興課 そうです。第5の2項です。

鎌賀委員 この仕組みの中で、指定集荷人は許可取得者の指揮監督下にはないような書き方になっていますが。それはそうなんですか。

水産振興課 それは、第8のところに責務というものがありますが、これは指定集荷人の場合は届け出るということと、この

方針と知事の指示に従い、種苗の集荷に係る行為に従事することになっていて、集めたものは許可取得者に納めなければならないという義務は持っています。

鎌賀委員

はい、わかりました。

議長

他にございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第1号議案「令和2年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針」については、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは異議のない旨を回答することといたします。

議長

続きまして、議事2の「報告」の1、「令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」事務局より説明をお願いします。

事務局

委員会事務局の大塚でございます。

令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題につきましては、前回第360回の当委員会におきまして、資料17ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」と資料18ページの「東シナ海における漁船の安全操業確保について」御説明させていただいたところです。

前回の委員会におきましては、事務局より提案させていただいた提出議題に加えまして、浜委員より「ミニボートの危険行為の防止について」も提出議題として提案すべきとの御意見を頂きました。

また、事務局より「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」も追加提案させていただきたい旨、御説明させていただいたところです。

この件に関しましては、事務局より提出議題の案を作成しまし

て、令和元年（2019年）8月16日の事務連絡により、委員の皆様方に郵送し、内容をご確認いただいたうえで、御意見をいただきました。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、多数の御意見をいただきましたことに対しまして、感謝申し上げます。

資料19ページと20ページをご覧ください。

委員の皆様方から頂いた御意見を基に、事務局の方で修正させていただき、熊本県連合海区漁業調整委員会の橋本会長の了解を得たうえで、熊本県連合海区漁業調整委員会から合計4議題を提出いたしました。

追加提出した2議題につきまして、朗読させていただきます。

資料19ページをご覧ください。

ミニボートによる危険行為の防止について。

近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加している。

ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁港用地等に違法駐車をするなどマナーの悪い利用者も多く見受けられる。

また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多くみられている。

さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えている。

こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるため、次の事項を強く要望する。

- 1 ミニボートの海上交通ルールを無視した操縦やマナー違反を犯す利用者を減らすため、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握できる体制を構築するようミニボートの製造・販売業界を強く指導すること。
- 2 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に、ミニボートを加入対象とし、加入促進を図るとともに、万一事故が発生した場合の事故処理におけるトラブル防止の対策

を講じること。

次に、資料20ページをご覧ください。

海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について。

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきた。

昨年改正された新たな漁業法は、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められる。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠である。

については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望する。

#### 1 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、安定的な財政基盤を確保するよう措置すること。

以上が、熊本県連合海区漁業調整委員会から追加で提出した議題の説明になります。

事務局からの報告は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

浜委員

議長

議長

はい。

浜委員

19ページをご覧ください。下の欄に1と2とありますけれども、もう1点お願いしたいのは、いわゆるこのミニボートを自分で買うのではなく、貸す人がいるんですね。だから、「私は借りているのだから良いんだもん。」という人がいるんです。ミニボートを10隻も20隻も持ってから、お金をもらって貸しっぱなしにするから、ミニボートが増えるということになっているんですよ。そういうことも考えて頂きたい。それだけです。分かりましたか意味は。

議長 ミニボートは貸せるのですか。

浜委員 ミニボートを貸しているんですよ。商売にして。

議長 そしたらこれに適応させるべきなのか。

浜委員 してないのではないか。

議長 一緒だろう。貸す所もきちんとしないといけないという話だろう。

事務局 はい。

議長 どうぞ。

事務局 今回の意見に関しましても、国土交通省や海事局等を通じて、ミニボートに関するマナー等の徹底というようなことにつきましては、パンフレットや講習会等を通じて周知徹底するよう要望もされておりますので、国や関係機関に要望をすることを計画してマナー違反の防止等についても要望していきたいと思っております。

浜委員 はい分かりました。

議長 他に何かございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の1、「令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」の質疑は終了いたします。

議長 次に、議事2の「報告」の2、「令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について」事務局より説明をお願いします。

事務局 委員会事務局の大塚でございます。  
資料は、21ページ以降になります。

はじめに、全国海区漁業調整委員会連合会が行う要望活動について、簡単に御説明いたします。

要望活動は、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに構成する全国の海区漁業調整委員会から提案された要望を、全国海区漁業調整委員会連合会が集約して1つの要望書としてとりまとめ、毎年5月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会に諮り、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対して要望活動を行います。

資料22ページをご覧ください。

令和元年（2019年）9月13日付け31全漁調連第7号により全国海区漁業調整委員会連合会会長から、令和元年度要望活動にかかる結果が送付されました。

資料23ページから27ページをご覧ください。

先程ご説明しました要望活動は、令和元年（2019年）7月4日、全国海区漁業調整委員会連合会の役員及び事務局職員が、国土交通省、海上保安庁、外務省、水産庁、衆議院及び参議院の農林水産委員長を訪問して行われました。

この要望活動に対して、要望先の関係各所から回答がありましたので、この場で御報告させていただきます。

資料は、全29ページに及びますので、本県要望に関連する回答についてのみ御報告させていただきます。

資料28ページをご覧ください。

本県の1つ目の要望であります「水産政策の改革に伴う海区漁業調整委員会の構成及び機能の見直し」については、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構を堅持するとともに、委員会が担う役割を堅持することと要望しました。

この要望につきましては、資料28ページのI「海区漁業調整委員会制度について」の項目1「海区漁業調整委員会制度の堅持」と項目2「【新規】委員の選任について」に集約されております。

これに関しましては、水産庁から回答があり、資料28ページの結果にありますとおり、『海区漁業調整委員会は、漁業法の下で、漁業に関する事項を広範にわたって処理する重要な機関である。漁業法が改正されたことにより、その役割は、さらに重要性を増すと認識していることから、同委員会がその役割を的確に果たせるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持する。また、委員の選定については、漁業関係者の意見の反映や手続きの透明性を確保し、委員の選任過程においては、公平性及び透明性が確保されるよう助言を行う。』と

の内容でした。

次に、資料36ページをご覧ください。

本県の2つ目の要望であります「大中型まき網の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化」につきましては、本県水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るために要望されました。

この要望につきましては、資料36ページのIV「沿岸資源の適正な利用について」の項目1「沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整②」に集約されております。

これに関しましても、水産庁から回答があり、資料36ページの結果にありますとおり、『水産資源の安定供給には、資源を適切に利用・管理するとともに、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄することが重要である。その際、漁場や資源の利用に関する漁業調整問題は、当事者間による十分な話し合いにより解決されることが重要である。水産庁は、当事者間の話し合いを斡旋し、立会い、十分な協議が行われるよう対応する。』との内容でした。

次に、資料48ページをご覧ください。

本県の3つ目の要望であります「東シナ海における漁船の安全操業確保」については、日中暫定措置水域周辺における外国漁船などの位置や動向の情報収集に努め、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から、直接本国漁船や関係機関に情報提供し、当該水域での安全操業を確保することと要望されました。

この要望につきましては、資料48ページの項目3「外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保②」に集約されております。

これに関しましては、水産庁と海上保安庁から回答があり、資料48ページの結果にありますとおり、『水産庁は、海上保安庁と連携し、外国漁船などの動向について情報収集を行っている。これらの情報は、漁業取締等に係る情報で直接本国漁船や関係機関に提供することは困難であるが、漁業者の安全操業の確保は重要であることから、どのような対応が必要であるか検討する。また、海上保安庁も、収集した外国漁船などの情報については、状況に応じて提供する。』との内容でした。

以上が、令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動における本県要望に対する関係省庁からの回答の結果です。

事務局からの報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の2、「令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について」の質疑は終了いたします。

議長

次に、議事2の「報告」の3、「漁業法改正に係る今後の対応について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

漁業法改正に係る今後の対応について、水産振興課の方から説明させていただきます。

資料は58ページをご覧ください。

既に漁業法の改正は行われましたが、概要については、水産庁から講師を招いたりして、説明はしてありますし、前回この委員会でも概要については説明したところです。

これまで水産庁と協議をしてきまして、いろいろな事務作業とか細かなところがどんどん見えてきましたので、今後、漁協や漁業者の方々に、結構負担を強いる部分が出てきましたので、まずこの委員会で説明させていただくということと、それに伴ってこの委員会に相談したり、諮問したりする作業が出てきますので、そういう関係のところを含めて御説明をさせていただきます。

資料の左側の部分をご覧ください。

水産政策の改革に係る国の動きというところです。これについては、これまで説明したところの繰り返しになりますけれども、説明させていただきます。

平成30年6月1日に、「農林水産業・活力創造プラン」、これは農林水産省が、農林水産省の総合計画のようなもので決めているものですが、その中に、水産政策の改革という部分が位置付けられました。これは閣議決定されて、この中に入れられたものです。水産政策の改革の目的に記載していますが、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指すという目的が掲げられています。

それを進めるために、6つの項目があり、これを進めていくために農林水産省のプランに位置付けられました。

このプランの中には、他によくテレビでも見られる農業の改革も入った項目になります。

その後、平成30年12月14日に漁業法が改正されました。これは、「新たな資源管理の構築」と「漁業権免許制度の見直し」が大きな見直しの柱です。そういうことで漁業法が改正され公布されました。

施行日は、公布時に示されており、公布から2年以内ということで、令和2年12月14日までには施行される予定です。

今のところ来年の夏ぐらいに、施行されるのではないかという話を聞いています。そういう動きがあっているということです。

その間、私たちも国に出向いて、説明会等がありまして、事務手続きの部分もありますし、先程説明しましたように、漁協及び漁業者の方々に負担を強いる部分も出てきましたので、その部分について説明していきたいと思います。

資料の真ん中の部分をご覧ください。

県や生産現場で今後検討すべき項目というところで、5つほど上げていますが、全てではございません。代表的なものを上げております。

まず1番目、漁業調整規則の改正です。

法律が変わりましたので、漁業調整規則も変えるべきだということでもあります。また、現在熊本県には、海面の漁業調整規則と内水面の漁業調整規則と2つあります。その2つの規則を統合するような話になっています。そのため、2つの調整規則を1つの調整規則で作ることになります。改正漁業法というのは、漁業の制度が変わっていくことにはなりますが、特に罰則等がかなり強化されることにはなります。そういうことであやふやな部分を無くするという趣旨のようですが、調整規則を1本化するような指示があります。調整規則を改正するには、まず案を作って、委員会に諮って、その後水産庁の認可を受ける必要がありますので、各手続きの段階毎に、委員会に相談することになりますので今後よろしくお願いします。

2番目の漁業許可関係の改正についてですが、許可の事務行程が変わります。いろんな面で変わるので、一概に説明が難しいですが、枠を決めてしまって、入ろうとする人を制限できないことになります。枠の中であれば制限できない形になります。そもそも水産政策の改革が、適切な資源管理と水産業成長産業化ということで、所謂いろんな人が入ってきてほしいという仕組みに持っていくということなので、許可制度の仕組みを考えていますが、そこについての経過報告と、決める場合は、漁業許可の取扱方針という形でまとめますので、その際には委員会に説明し、審議して

いただきたいと思います。

また、許可のところでは2番目ですが、これが資源管理に関わってくるところですが、許可毎に実績報告をすることが義務付けられました。それも年に1回は必ずしなければなりません。例えば、Aさんが流し網の許可を持っていれば、年に1回は実績報告書を提出しなさいということになります。毎年、年1回は実績報告書を提出してもらうことになります。また、許可を取得した漁業者が、その漁業に従事していない場合は、県に対して休業届を出すようになったり、出さない場合は、休業届を出すよう命令することも書かれています。その当たりが、負担になる部分かなと思います。

3番目です。

今度は、漁業権の免許の関係です。

今まで漁場計画を聞く時は、漁協を中心に意見を聞いていましたが、改正後は、漁協だけでなくもっと広く意見を聞きなさいという話になりましたので、今後はより広く話を聞くこととなります。実際に免許を出すのは、令和5年になりますけれども、今までは1年前から準備していましたが、それより早く初めることとなります。これについては、詳細に検討して説明させていただきます。

次に、免許の部分の2番目のところです。漁業生産力の発展に関する計画作成及び年度報告があります。これは漁協に免許している漁業権がありますが、今は特定区画漁業権と言います。これについては、今後その漁業権をどう活用していくか計画を作りなさいということになっています。免許版の浜の活力再生プランのようなものです。漁業者の方はイメージが付くと思いますが、免許毎に浜の活力再生プランを作るようなものです。そこがややこしい部分ではありますので、今後も詳しく説明していきます。計画を作成するとともに年1回の実績報告をしなければなりません。

免許の部分の3番目が、免許の行使状況です。例えば、養殖場であれば、水揚げ量や出荷量について、年1回の実績報告が必要になります。報告された実績は、委員会に諮る必要があります。次の免許の判断材料になると思います。これらのことは義務付けられています。区画漁業権であれば養殖だけですのでやりやすいのですが、これは共同漁業権も対象です。共同漁業権は、資源管理状況が対象で、共同漁業権の中でどのような資源管理を行ったかを報告してもらうこととなります。

4番目は、沿岸漁場管理規定の策定及び認可です。これは、個人免許がある漁協は、行使料を個人から徴収できません。そこで、漁場で赤潮が発生した際の対応や管理にこれくらいの費用が必要だということを示し、協定を結んで徴収する形になります。行使料というのは、漁協が漁業権を持っていて、漁業者に行使させる場合に徴収するもので、個人免許は、個人に免許されており個人に権利がありますので、行使料という形では徴収できません。そういうことを明確に決め、対外的にも示していこうというものです。これについては、個人免許があるところだけです。

4番目です。

4番目は、漁業調整委員会の関係になります。

今後、漁業者関係の委員の選挙はなくなりますので、募集方法であったり、選定方法であったり、今後詰めていくことになります。今のところは農業委員会の方で同じような改革があっただけで、市町村が主体で行っていますが、その情報を集めてどのように決めていくのかを検討していく予定です。途中経過については御相談します。また、県議会への同意が義務付けられましたので、県議会に諮って、議決をいただく必要があります。そこについても今後報告します。

その他で特定水産物に係る対応を示しています。

特定水産物とは、北海道や東北でアワビやナマコを対象に、暴力団関係者による密漁が行われて問題になったことがありました。

特定水産動物に指定され、対象の水産物を密漁すると懲役3年以下、罰金3千万円以下の罰則が決まりました。これは個人の罰則としては、最高額です。そういった罰則が適用されることになります。これについては、周知も図らなければなりませんし、しっかり対応する必要があると考えています。ただ、許可や漁業権に基づいて漁獲される方は罰則には該当しません。知らないで漁獲した場合も、罰則が適用される可能性がありますので注意してほしいなということです。

今後、しらすうなぎも対象になりそうです。しらすうなぎについても、勝手に漁獲したらこういう罰則の対象に、3千万円以下なので3千万円が適用されるかわかりませんが、罰則の対象になってくるということなので、特に周知と対応を考えていきたいと思えます。

以上が、たくさん項目があり、説明も不十分だったかと思いますが、そういう項目が出てきます。今後、あと半年ぐらいありま

すが、半年間にまずやっていきたいということで、漁協や漁業者を対象とした説明会を開催したいと思っています。先程御説明したようにいろんなことが変わり、それに対応していただかないといけませんので、説明会を開催したいと思います。

2番目の部分は、こちらのことですが、水産庁との協議を行っていく必要があります。

3番目は、先程も言いましたように委員会に報告したり、諮問したりする事柄が多く出てきますので御協力をお願いします。

4番目は、委員会委員の選任手続きについて今後詰めていきますので、途中経過については示していきたいと考えています。

5番目その他の部分は、色々変わって、私たちも戸惑っている部分ではありますが、啓発を行って行けたらと考えています。

つたない説明になりましたけれどもよろしくをお願いします。

議長

はい、どうもありがとうございます。ただ今、水産振興課から報告3について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

脇島委員

すみません。

議長

はいどうぞ。

脇島委員

今まで漁業権は、共同漁業権で行う場合、各共同漁業権内で協議会を開いて、この人は良いとか、この人は悪いということはあまりないわけですが、そういう手続きでしか許可証が降りてなかった。今後は、誰でも良いという説明をされましたが、地元を無視したやり方をやっていくわけですか。

水産振興課

水産庁の方針としては、そういうことになります。枠を決めてしまって、例えば、定数漁業が天共何号には、定数10と枠を決めてしまえば、そこに誰が来ようが拒否できないことになります。枠内の10名であれば。例えば、12名であれば、あらかじめ選定方針を定めておき、選定委員会を開いて、10名まで絞れます。10名に満たない場合は、誰が来ても認めざるを得ません。ただ、枠を決める際、地区要件を入れることもできるらしいです。例えば、この漁業権については、どこどこに住所がある者でなければ、個々の漁業権ではできないなど。そういうことで区分していくしかないのかなと考えています。熊本はあまりないかもしれま

せんが、大阪府とか神奈川県では、別の地区の人がその地区の漁業権を持って、権利を主張する可能性があつてトラブルが起きる可能性があるんで、そういう手法で防止できるという話はありません。詳細は、もう少し詰めさせてください。そして委員会で説明いたします。

脇島委員           もう1つ良いですか。

議長               はい。

脇島委員           実績報告書を毎年提出しなさいということですが、ぶっちゃけた話、多くの漁業者が多くの許可証を持っています。何が漁獲されるかわからない中で、お金を払ってでも許可証を所有している訳ですが、実績報告書で、操業しない年もあるわけなんです。もし、ゼロだった場合は、許可証自体を休漁という形であるということでもあります。休漁ということは、許可証自体を一旦戻すということですか。

水産振興課       休漁届という形になりますので、例えば期間を示していただいて、「1年間休漁します。」という形で休漁してもらいます。許可証を返す形ではありません。私達もまだはっきり決めかねていますが、例えばあまりにも長い休漁だと、許可の有効期間は3年と考えていますが、その期間のほとんどを休漁するというのであれば、ちょっとどうかなということになりますので、そこをどうするかについては今後検討いたします。

脇島委員           漁獲物自体が、来年獲れないとか明日獲れるとかの保証はゼロなんですよ。

水産振興課       そこはよくわかります。

脇島委員           そういった問題の中で、そういう決め方をした時に、さあ、いざ休漁しましたと、休漁届を出しました。1年間休漁ということは、1年間は復活ということはありませんよね。

水産振興課       いや、そこはできると思います。

脇島委員           即座にできる訳ですか。今日言って今日からできるのですか。

水産振興課	それはできません。
脇島委員	それが困ると言いよる訳ですよ。漁業者としては。
水産振興課	そこはよく分かりますけど、仕組み的には今説明したように考えていかざるを得ないのかなと思っています。
脇島委員	実績報告の量に対して、結局1日でも行った場合は実績があったとみなすわけですか。
水産振興課	その判断のところについては、直ぐに答えきれません。
議長	筭笥の許可証を減らすということでしょう。
水産振興課	大きな目的は、新しい人達が入ってこれないようになっているということなので、新しい人達を入れたいなということがもともとの趣旨、根本にあります。成長産業化ということがまさにそういうことで、今まで年配の方々が、たくさん許可を持って入れなかったという状況があるので、そこに若い人達を入れていきたいなという希望があつての趣旨になります。細かな部分については今直ぐには答えきれません。
脇島委員	もう少し良いですか。
議長	はい。
脇島委員	結局、漁協と関わりのない人でも、許可の申し立てをして許可できるわけでしょうから、その人達は誰が管理するのですか。共同漁業権があるわけですが、共同漁業権自体も廃止する形になるということですか。
水産振興課	共同漁業権は廃止されません。
脇島委員	廃止されない。
水産振興課	はい、それはありません。

脇島委員	全然漁協に加入していない人であっても、今後は漁業できる訳でしょう。
水産振興課	許可については、可能性はあります。
脇島委員	その場合、その人は誰が管理するのですか。
水産振興課	それぞれにやっていくしかないと思います。
脇島委員	いい加減なことですね。それは。大きな問題ですよ。
水産振興課	法律の趣旨的にはそういうことになっていますので、私達はそれでうまく回っていく方法を考えていくしかないと考えています。
脇島委員	それは国が決めたことであって、熊本県は熊本県としたそれなりの補足でちゃんと縛っていけば良いだけではないですか。
水産振興課	法律に違反しない限りで、考えていくしかないと思います。
脇島委員	分かりました。
議長	どうもありがとうございます。他にございませんね。
桑原委員	ちょっといいですか。
議長	はい。
桑原委員	最後の説明の中で、説明会を開催するという説明がありましたが、ブロックごとですか。各漁協毎ですか。
水産振興課	今のところ、以前漁業法改正の説明会を開催しましたが、1・2部会、3・4部会、5・6部会の開催か、若しくは各部会毎の開催のどちらかと考えています。各漁協単位での説明会は難しいと考えています。時間的にも回りきれませんので。最低でも部会単位です。
桑原委員	最低でも部会には・・・。

水産振興課 最低でも部会単位か、2部会重ねた単位での開催を考えています。

桑原委員 いつ頃の予定ですか。

水産振興課 今のところ、第1回目は11月頃にできればと考えています。ただ、ちょっとづつ何回かしていかなざるを得ないと思います。最初が11月ということです。まだ、今後いろんなことが変わっていきますので、その度に説明していく形を取らせていただきたいと思います。

桑原委員 いいですか。

議長 はい。

桑原委員 基本方針が決まっていますが、基本的に変更などできないじゃないですか。脇島委員が返答を求めましたけれども、返答がそういうことであれば、内容的にはそう変わらない返答しか返ってこないと思う訳ですよ。実質的にすること自体は分かるわけですよ。筆筒に入っていることをすることは、それは当然必要です。ただ、組合そのものの存在がどうなるのかということに最終的になるんですよね。弁護士の先生もおられますが、常に法の網をくぐって仕事をされる方が出てくるわけですよ。そういった部分の体制とか、ちゃんとできるものか。組合自体を方針的になくすような部分を基本的に別個に国にあるような感じがしてたまらないわけですよ。というのは、今の説明の中で、他の地域がね、こうですから、そういった地域は漁業権も含めてですね参入できるようなことを阻害した中で、それではいかんだろうということで、そういう問題が起きたんだろうと思いますけど、絶対数が今、統計を見て分かるごと、熊本県の場合も分かっているじゃないですか。新しく参入しているのは漁業法をとってですね、ほんとにそれをしなければならぬかという人がどれだけいるのか。熊本県がその対象になるか。ならないと思いますよ。ただ、もめごとを拡大するような形で、今言うように問題を残しつつ、ややこしい部分をあなた方が持っていこうとしている様でたまらない。県毎に違う部分があるから熊本県として主張してもらわなければ、漁業者としてはたまったものではない。

水産振興課

もめさせるつもりはありません。

先程も言いましたように、そこは私達も工夫していかなければならないと思っています。ただ、先程も言いましたように法律は決まっていますので、法律に違反してまでは決めることはできません。その範囲内で動けるところを考えさせていただきたいと思います。

桑原委員

説明会の時にまた話しをします。すみません。

鎌賀委員

はい。

議長

はいどうぞ。

鎌賀委員

事務局をお願いをしておきたいんですが、漁業調整委員会の場で、漁業調整規則とか許可の制度とか審議をしていく段階で、かなり厳しいことを決めていく必要があろうかと思えますけれども、漁協とか漁業者の皆さんに説明会をされるのであれば、そういった時の資料を漁業調整委員の方にも配っていただければ、認識が一致するのかなと思います。

水産振興課

それは、説明会の前、若しくは説明会の前後ぐらいにお送りすれば大丈夫ですか。

鎌賀委員

まあいいですけど、レベルを同じにしておかないと勉強不足のままでは。

水産振興課

分かりました。資料は送らせていただきます。説明会とは前後するかもしれませんけれども。

鎌賀委員

はい。

脇島委員

できるだけ早めにね。説明会の前にいただけないか。勉強しておくから。

水産振興課

分かりました。

議長

他に何かございませんか。ありませんか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の3、「漁業法改正に係る今後の対応について」の質疑は終了いたします。

議長

最後の議事になりますが、議事2の「報告」の4、「小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示の県公報の修正について」事務局より説明をお願いします。

事務局

委員会事務局の大塚でございます。

資料60ページと61ページをご覧ください。

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示につきましては、前回第360回の当委員会におきまして、委員の皆様から御承認いただき、令和元年（2019年）8月20日熊本県公報第12850号に登載されました。

その熊本県公報第12850号の写しが、資料60ページと61ページになりますが、漁業種類の記載に誤りがありました。

誤りは、資料60ページの目次の太文字「登載依頼」の4つ目の「手繰第1種手繰網漁業」という記載です。

資料61ページの1行目及び8行目にも同じ記載がございます。

正しくは、「手繰第1種漁業手繰網漁業」になります。

事務局として、今回の誤りを江口会長に説明し、了解をいただいたうえで、資料62ページと63ページのとおり、令和元年（2019年）9月3日熊本県公報第12854号にて正誤に登載させていただきました。

委員の皆様にご承認いただきました事案を、事務局の確認不足により誤り、修正しましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

今後、このような間違いを起こさないよう十分注意いたします。事務局からの報告は以上です。

議長

はい、どうもありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

なければ、これで第361回天草不知火海区漁業調整委員会を  
閉会します。